

秋田市訓令第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 19 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削る。

別表の表第 24 号および第 28 号中

市民課長	1
各市民サービスセンター 一 所長	各 1
駅東サービスセンター 所長	1

を 「 市民課長 1 」 に改め、同表第 30 号中

各部連絡調整課長	各 1
----------	-----

を 「 文書法制課 1 長 」 に改め、同表中第 33 号

から第 35 号までを削り、第 46 号を第 49 号とし、第 36 号から第 45 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 32 号の次に次のように加える。

(33)	課長印	てん書	方	16	木印	課長名をも	文書法制課	1
------	-----	-----	---	----	----	-------	-------	---

			ミリメートル		って発する 文書	長	
(34)	課長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	人事課長 名、資産税 課長名、特 別滞納整理 課長名、農 業農村振興 課長名およ び住宅政策 課長名をも って発する 文書	人事課長 資産税課長 特別滞納整 理課長 農業農村振 興課長 住宅政策課 長	1 1 1 1 1
(35)	所長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	所長名をも って発する 文書	文書法制課 長	1
(36)	所長印	てん書	方 16 ミリメートル	木印	東京事務所 長名、移住 相談センタ ー所長名、 各市民サー ビスセンタ ー所長名、 駅前サービ スセンター 所長名、福 祉事務所長 名、保健所 長名および 食肉衛生検	東京事務所 長 移住相談セ ンター所長 各市民サー ビスセンタ ー所長 駅前サービ スセンター 所長 福祉総務課 長 保健総務課 長	1 1 各 1 1 1 1

					査所長名をも って発す る文書	食肉衛生検 査所長	1
(37)	室長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	室長名をも って発する 文書	文書法制課 長	1
(38)	場長印	てん書	方 16 ミリメ ートル	木印	場長名をも って発する 文書	各場長	各 1

別表の公印のひな形中

「 (30)

秋	田	市
○	○	部
長	之	印

を

「 (30)

秋	田	市
部		長
之		印

に、

「 (33)

秋	田	市	○
○	推	進	本
部	長	之	印

を

「 (33)

秋	田	市
課		長
之		印

に改め、(46)を(49)とし、(36)か

ら(45)までを(39)から(48)までとし、

「 (35)

秋	田	市
○	○	所(室)
(場)	長	之印

を

「

(35)

秋	田	市
所		長
之		印

(36)

秋	田	市
○	○	所
長	之	印

(37)

秋	田	市
室		長
之		印

(38)

秋	田	市
○	○	場
長	之	印

に改

める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。